

## 次期松戸市障害者計画の策定について

### 1 計画の位置づけ

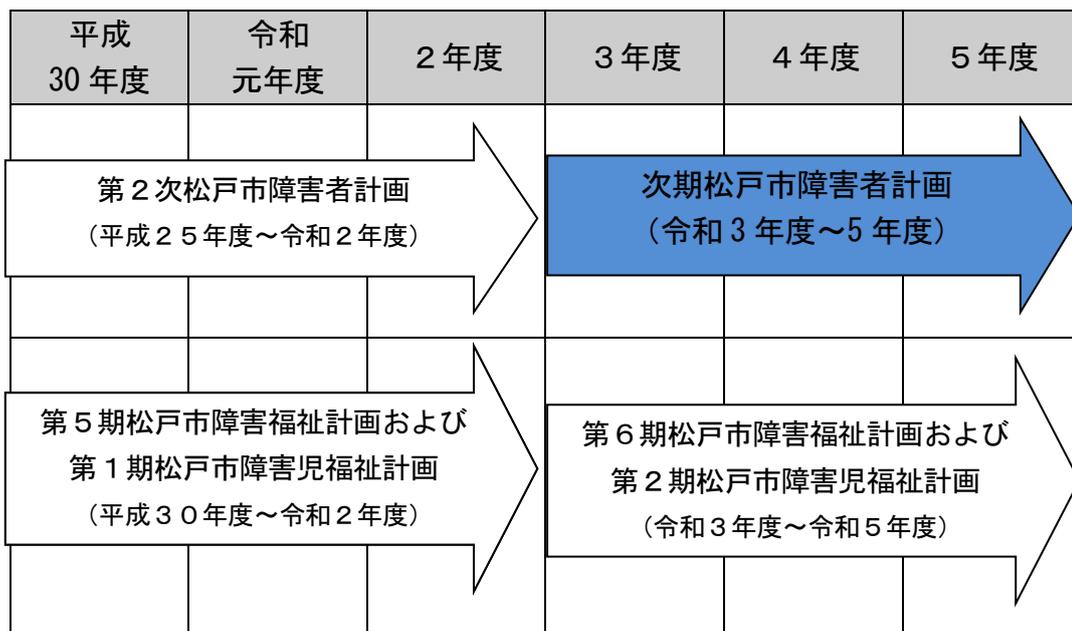
松戸市障害者計画は、障害者基本法第11条に基づく法定の計画であり、松戸市総合計画（基本構想・基本計画）を上位計画とし、他の関連計画を踏まえ、障害者施策の基本的な方向性を定める計画です。

現行の第2次障害者計画（平成25年度～令和2年度）を見直し、令和3年度からの新しい障害者計画を策定するものです。

### 2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（予定）

※松戸市障害福祉計画および松戸市障害児福祉計画との機関の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。



### 3 松戸市障害者計画推進協議会 障害者計画策定部会の設置

次期障害者計画の策定にあたり、松戸市障害者計画推進協議会条例第8条および第9条に基づき、障害者計画推進協議会に「障害者計画策定部会」を設置するものです。

- (1) 委員の構成 松戸市障害者計画推進協議会委員（8名以内）  
学識経験等を有する者（3名以内）  
公募による委員（2名以内）
- (2) 開催頻度 年3～4回程度

#### 4 策定スケジュール（予定）

令和2年4月	公募委員の募集（広報・HP）	募集期間2週間程度
4月末日	公募委員選考委員会	公募委員2名の選考
6月下旬	第1回策定部会	・委嘱式・委員紹介等 ・市民アンケート結果報告 ・計画書枠組案について
7～8月頃	障害者関係団体懇話会	団体からの意見聴取・ヒアリング
8月中旬	第2回策定部会	・計画書素案について
10月中旬	第3回策定部会	・計画書答申案について
11月上旬	障害者計画推進協議会	・計画書答申案について
令和3年1月	パブリックコメント実施	公示1ヶ月
2月	計画案確定	